

通常の価格よりも低価格で購入できることを広告する一方で、定期購入が条件となっている通信販売に関する相談が多く寄せられています。

令和4年6月1日に、改正特定商取引法が施行され、販売業者は、基本的な事項を最終画面などで明確に表示することが義務付けられました。また、消費者を誤認させるような表示により、申し込みをしてしまった消費者は、申し込みの意思表示を取り消しできるようにしました。改めて、注文前に確認してみてください。

### 【相談事例】

定期購入の特殊な手口！お得に購入したつもりが、勝手に契約変更！ ネット広告を見ていると、欲しかったシャンプーセットが、初回価格1960円と格安で販売されていた。注文完了後に、その商品のお得な割引クーポンの広告が表示され、「クーポンを使用する」、「クーポンを使用しない」という表示があったが、すでに初回価格で注文したため、特に気にしていなかった。

届いて開封すると、大量の商品と共に24000円の請求書が同封されていた。業者に問い合わせると、「クーポンを使用しない」を選択していないので、定期購入に契約変更になっていると説明された。

## 注文前に最終確認！

### 詐欺的な定期購入トラブルに 遭わないために



問い合わせ  
消費生活センター（産業振興課内） ☎57-3236  
【相談日】火・金曜日（祝日・年末年始を除く）  
9時～12時・13時～16時  
消費者ホットライン ☎188  
【相談日】原則毎日、消費生活相談窓口を案内（年末年始を除く）

また、クーポンが表示された画面は、定期購入の条件記載はなかったため、定期購入になっていることに気が付かなかった。

「詐欺的な定期購入商法」の規制が強化されたにもかかわらず、今回のようなケースも報告されています。ネット注文時には、次のことを確認しましょう。

### 【注文前の最終確認チェックリスト】

#### □条件の確認

「初回特別価格」「お試し」と記載があっても、条件を見ると「〇カ月コース」「定期コース」「〇回をお受け取り後に解約できます」「〇回のお受け取りが条件になっています」などと表示されている場合があります。※小さい文字で記載されている場合があります。

#### □支払う金額の確認

2回目以降の代金は、初回の代金と異なるケースがあります。

#### □解約の際の連絡手段を確認

解約手段がメッセージアプリや電話に限定されている場合は、メッセージアプリの操作がうまくできないことや電話がつかまらないことも想定しておきましょう。

□「解約・返品できるか」「解約・返品できる場合の条件」（返品特約）、解約条件の確認

特に、「次回商品の発送〇日前までに連絡すれば解約できる」など解約の申し出に期限がある場合には申し出の期限、解約などに違約金などの支払いが必要であれば、その内容など解約条件の詳細を確認しましょう。

□利用規約の内容を確認

□「最終確認画面」をスクリーンショットで保存しましょう。

（くらしのフレッシュ便No.173、174より）

## おたけ。ごみ事情 No.52

# 「ふれあい戸別収集」の利用を ごみ出しが困難な方

問い合わせ 環境整備課リサイクルセンター ☎525101

高齢や障害があるなどにより、寝たきりであったり、歩行が困難であったりするため、ごみステーションへのごみ出しが難しい世帯に対し、自宅まで無料でごみの収集に伺います。

対象 世帯員が、次の方のみで構成されている世帯で、世帯外の親族などによるごみ出しの協力が得られない場合

- ①介護保険の要介護認定が3以上の方
  - ②身体障害者手帳の1級または2級を所持している方
  - ③療育手帳のAまたはAを所持している方
  - ④精神障害者保健福祉手帳の1級を所持している方
  - ⑤その他、特別な事情があるため、戸別収集が必要な方
- 利用料金 無料  
収集回数 週2回まで

### 収集方法

シルバー人材センターの会員が、自宅に伺い、ごみを収集し、リサイクルセンターに持ち込みます。収集までの準備

収集員と決めた時間までに、ごみの区分ごとに分別のうえ、指定ごみ袋に封入し、自宅敷地内の指定場所に出しておく必要があります。申し込み

環境整備課、リサイクルセンター、サントピア大竹（地域包括支援センター）、居宅介護事業所などにある申請書で申し込んでください。利用の決定

申請書を受理後、自宅への訪問調査を行ったうえで、利用の可否について決定し、通知します。

詳しくは、「大竹市ごみ収集カレンダー」の25ページをご覧ください。（市ホームページにも掲載しています）

## 選挙に関する「まめ」知識 ① 街で見かける看板は？

問い合わせ 選挙管理委員会事務局 ☎59-2188

選挙に関するちょっとした疑問にお答えするシリーズです。



めいすいくん

### 質問

街で見かける名前を書いている看板は何ですか？

### 答え

街で見かける看板は「政治活動用事務所の立札・看板の類」というものです。

政治活動をする際、政治家（候補者、立候補予定者、現に公職にある者）の氏名や氏名類推事項を提示する

ることは、一般的に通年で禁止されています。

ただし、公職選挙法の規定により、政治家や後援会などが政治活動のために使用する事務所（連絡所）に、当該政治家の氏名や氏名類推事項または当該団体の名称を記載した立札・看板の類を提示する場合には、対象となる選挙を管理する選挙管理委員会に枚数、設置場所を届け出し、その際に交付される「証票」を立札・看板に貼り付ける事で掲示ができます。

（掲示できる枚数や大きさに決まりがあります。また、期限の記載された小さな証票が貼ってあります）

毎月第1土曜日は「ひろしま環境の日」です。  
「ひろしま環境の日」一斉行動  
11月のテーマ  
やってみようエコドライブ！  
～ふんわりアクセル（発進時に5秒間で時速20km）eスタート～  
家庭で、職場で、できることから始めましょう。  
環境整備課 ☎59-2154

## 固定資産税の 現況調査にご協力を

問い合わせ  
市民税務課 ☎59-2129

固定資産税は毎年1月1日を賦課期日として、総務大臣が定める固定資産評価基準に基づいて評価し、課税します。

### 実施時期

11月中旬～12月

### 調査目的

現況調査は、市街化区域を中心に、市内の土地と建物が現在どのようになっているか現地で確認し、適正に課税するために毎年行うものです。

### 課税の見直し

前年と比べて利用状況に変化があれば、課税を見直します。

### 見直し例

- 家を取り壊したり、畑を駐車場にしたりした場合など
- 土地の面積や形状を変更（法務局に登記など）した場合

## 「障害者差別解消法」を知っていますか？

この法律では「不当な差別的取り扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。そのことにより、障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指しています。

### 「不当な差別的取り扱いの禁止」とは？

この法律では、国・都道府県・市町村、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。これを「不当な差別的取り扱いの禁止」といいます。

### 「合理的配慮の提供」とは？

障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。この法律では、国・都道府県・市町村、会社やお店などの事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に務めること）を求めています。これを「合理的配慮の提供」といいます。

※なお、事業者も今後合理的配慮が義務化されていくこととなっています。



## 共に暮らせる社会を目指す 障害者差別解消法

問い合わせ 福祉課 ☎59-2146

### 対象となる「障害者」は？

この法律に書いてある「障害者」とは、障害者手帳をもっている人のことだけではありません。身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人（発達障害のある人も含む）、その他の心や体のはたらきに障害がある人で、障害や社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けているすべての人が対象です。（障害児も含まれます）

### 対象となる「事業者」は？

この法律に書いてある「事業者」とは、会社やお店など、同じサービスなどを繰り返し継続する意思をもって行う人たちです。

ボランティア活動をするグループなども「事業者」に入ります。

### 困ったときは…

障害のある人は、不当な差別的取り扱いを受けた、合理的配慮を提供してもらえなかったなど、困ったことがあれば、福祉課まで相談してください。



## 受講料無料 令和4年度 障害者委託訓練生 募集

問い合わせ  
広島障害者職業能力開発校  
☎082-254-1766  
ファクス082-254-1716

広島障害者職業能力開発校では、障害のある方を対象に、知識や技能を習得するための職業訓練コースを開講しています。このたび追加コースの訓練生募集があります。詳しくは問い合わせください。

**対象** 公共職業安定所に求職登録している方

**コース名** PC初級スキル習得科5

**実施期間** 12月13日(火)～令和5年3月10日(金)

**実施場所** ひろぎんビューマンリソース株式会社（紙屋町教室）（広島市中区紙屋町2丁目1番22号 興銀ビル3階）

**受講料** 無料（教科書代4620円）

**申し込み** 11月15日(火)までに住所地の公共職業安定所で応募用紙を提出してください。



## 年金生活者支援給付金の請求書が届きます

問い合わせ  
広島西年金事務所 ☎082-535-1505  
保健医療課 ☎59-2141

### 年金生活者支援給付金は年金に上乗せ

年金生活者支援給付金とは、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せされるものです。

### 日本年金機構からお知らせが届きます

令和4年度から新たに受給権が発生すると見込まれる方へ、9月から順次送付されています。（現在、給付金を受け取っている方の手続きは不要です）

同封の年金生活者支援給付金請求書（はがき型）に必要事項を記入し、切手を貼って返送してください。

### 対象（表のとおり）

それぞれの要件を全て満たす方が対象となります。

受給をしている年金	要件
老齢基礎年金	・ 65歳以上の方 ・ 住民税非課税世帯であること
障害基礎年金	・ 年金収入とその他所得額の合計が約88万円以下であること
遺族基礎年金	・ 前年の所得額が「約472万円＋扶養親族の数×38万円」以下であること
	・ 前年の所得額が「約472万円＋扶養親族の数×38万円」以下であること

## 全国一斉 「女性の人権ホットライン」強化週間

一人でも悩まず電話相談

問い合わせ 自治振興課 ☎59-2145

夫・パートナーからの暴力やストーカーなどの事案は、依然として数多く発生しています。

広島法務局と県人権擁護委員連合会では、これらの女性をめぐるさまざまな人権問題の解決を図る相談活動の強化に取り組むため、専用相談電話を開設しています。

次の期間は電話回線を増設するとともに、電話相談時間を延長します。一人で悩まずに電話してください。

電話番号	0570-070-810
通常	平日：8時30分～17時15分
全国一斉強化週間	11月18日(金)～24日(木) 平日：8時30分～19時 土・日曜日：10時～17時



## 「平和文化月間」国際理解講演会 外国人講師が故郷を楽しく紹介

問い合わせ 大竹国際交流協会事務局（企画財政課内）☎59-2125

大竹国際交流協会では、国際相互理解を深めるため、広島市「平和文化月間」の取り組みと連携し、国際理解講演会を開催します。

この機会に外国の文化に触れてみませんか。講師は、日本語を話すこともできますので、気軽に来場してください。

### 平和文化月間とは

毎年11月に、自治体や民間企業などが「平和への思いの共有につながる

る取り組み」を集中的に実施することにより、市民社会に「平和文化」を根付かせることを目的に広島市が行っているものです。

**とき** 11月19日(土)15時～16時

**ところ** アゼリアおおたけ

**講師** ダニエル・サンチェスさん（広島県国際交流員・メキシコ出身）

**内容** メキシコの日常や生活習慣の違いについての講演